

## 会議録

付 属 機 関 又 は 会 議 体 の 名 称	豊島区男女共同参画苦情処理委員 平成29年度第2回会議	
事 務 局 ( 担 当 課 )	男女平等推進センター	
開 催 日 時	平成29年6月27日(火) 午後3時00分～4時00分	
開 催 場 所	エポック10 研修室1	
出席者	委 員	西本 政司、笹川 麻利恵
	事務局	男女平等推進センター所長、男女平等推進係長、男女平等推進担当
会 議 公 開 の 可 否	公開・ <u>非公開</u> ・一部公開	
非 公 開 ・ 一 部 公 開 の 場 合 は そ の 理 由	個人の情報を取り扱うため	
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 議事 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 23区国民健康保険制度に係る調査結果について 調査結果の確認</li> <li>(2) 今後の方向性について</li> <li>(3) 今後のスケジュールについて</li> </ol> </li> <li>2. その他</li> </ol>	
<b>1. 議事</b> <b>&lt;議題1-1&gt;</b> <b>事務局</b> <b>委員</b> <b>事務局</b>  <b>委員</b> <b>委員</b> <b>事務局</b> <b>委員</b>  <b>委員</b>  <b>委員</b>	<p>23区国民健康保険制度に係る調査結果について資料1に基づき説明。</p> <p>前回の委員会で話題になった広域化、システム改修についてはどうなっているか。広域化については、国民健康保険課に確認したところ、広域化に関連しての通知方法の変更はないとの回答。システム改修については、広域化が控えているため、今後は東京都が主に管理することになるとのことだった。また、豊島区で現在擬制世帯主が変更されている1世帯はシステム上で変更されているとのこと。ただし、納付の管理をする際に世帯主毎に管理しているため、擬制世帯主の変更が増えると管理が困難になるとの意見もあった。</p> <p>擬制世帯主の変更件数が予想より多い区がある。詳細を聞いてみたい。</p> <p>通知する際に加入者名を記載している区は、条例で決めているわけではなく、行政のサービスとして記載しているのか。</p> <p>条例は変更されていないと思われる。</p> <p>苦情申出者の主張としては、そもそもの法律が間違っているというものだった。法律の問題として世帯主基準はおかしいという主張に対して、どのように回答するかということと、法律の規定に反しない範囲で行政サービスとして何ができるのかということ、検討すべきである。</p> <p>苦情申出者としては、世帯主宛に通知が来ることは仕方ないが、加入者名もわかるように記載して欲しいという希望もあった。実際それを実施している区もある。</p> <p>加入者名を記載することがどれだけの手間とコストがかかるのか。実際の区民の弊害だけでなく、運用上の弊害も考えなければならない。</p>	

委員	擬制世帯主の変更手続きがこれだけ周知されている区があるのであれば、豊島区も実施できるのではないか。他区の実施状況の詳細の確認はできるか。
事務局	可能である。確認をした上で、追って報告する。
委員	区民への周知だけでなく、担当する職員への周知も徹底すべきではないか。マニュアル等に記載するだけでも変化があると考える。
委員	世帯主が擬制世帯主であることが多いと考えられる中で、擬制世帯主変更の手続きは潜在的需要があると考え、その点に対して、男女の性別に基づく弊害は何かを整理する必要がある。そして、その弊害を減らすために、擬制世帯主の変更手続きについて周知する、というまとめをしてはどうか。
<議題1-2>	今後の方向性について
事務局	是正勧告、意見表明、調査結果通知のいずれかを発出する。
委員	意見表明が適しているのではないか。擬制世帯主変更の手続きを区民・職員に周知した方がよい。
委員	加入者名を宛先に併記している区については触れなくてよいか。擬制世帯主変更の手続きにフォーカスするということでよいか。
委員	併記では世帯主がある上での加入者名の併記となるため、触れなくてもよいのではないか。意見表明を作成するにあたって、他区で擬制世帯主変更の手続きの件数が多い区には追加調査を行って欲しい。また、豊島区の擬制世帯主の数を知りたい。
<議題4>	今後のスケジュールについて
事務局	7月11日の男女共同推進会議にて、苦情の申し出があり調査中であることを報告する。事務局にて追加調査を行い、委員に報告する。その後、意見表明を作成する。
会議結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の区に対して追加調査を行う。豊島区の擬制世帯主数を確認する。</li> <li>意見表明を作成・発出する。</li> </ul>
提出資料	(1) 23区国民健康保険制度に係る調査結果